

# 茨城県報 第312号

平成4年1月23日

木曜日

## 目次

### 告示

	ページ
●救急病院の認定(医療整備課).....	1
●救急医療協力病院の指定の取消し(〃).....	2
●救急医療協力病院の指定(〃).....	2
●県道の路線の認定(道路維持課).....	3
●道路の区域の変更(〃).....	3
●計量法に基づく定期検査の実施(計量検定所).....	4

#### (公安委員会)

●緊急自動車の指定及び指定取消し.....	4
-----------------------	---

#### (大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示.....	5
-------------------------------	---

### 公告

●県営土地改良事業計画(2件)(農地管理課).....	6
●県営土地改良事業計画の変更(〃).....	7
●基本測量の終了(用地課).....	7
●公共測量の実施(〃).....	7
●都市計画の図書の縦覧(都市計画課).....	8
●開発行為の工事完了(建築指導課).....	8
●道路の位置の指定(〃).....	8

## 告示

### 茨城県告示第83号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の救急病院である。

なお、当該救急病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成7年1月22日である。

平成4年1月23日

茨城県知事 竹内藤男

名 称	所 在 地
北 友 会 勝 田 病 院	勝田市津田1895
医療法人社団千寿会 石 岡 第 一 病 院	石岡市大字石岡13446-6
内 田 胃 腸 科 外 科 病 院	北相馬郡守谷町北園1630-1
荃 崎 病 院	稲敷郡荃崎町天宝喜714

茨城県告示第84号

次の救急医療協力病院又は診療所については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申出の撤回があったので、同規則第4条第1項の規定により、同規則第3条の指定を取り消した。

平成4年1月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地
根 本 医 院	久慈郡金砂郷村久米230
和 田 病 院	結城市大字結城13667
坂 入 医 院	下妻市大字高道祖4611-12

茨城県告示第85号

次の医療機関については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申出があったので、同規則第3条の規定により救急医療協力病院又は救急医療協力診療所に指定する。

平成4年1月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地
医 療 法 人 根 本 医 院	久慈郡金砂郷村久米230
和 田 耳 鼻 咽 喉 科	結城市大字結城13667

茨城県告示第 86 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 7 条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、平成 4 年 1 月 23 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 4 年 1 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
5 0 1	岩瀬土浦自転車道線	西茨城郡岩瀬町	真壁郡大和村 真壁郡真壁町 新治郡新治村 つくば市
		土 浦 市	

茨城県告示第 87 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 4 年 1 月 23 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 4 年 1 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡常北線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
西茨城郡岩間町大字安居 2707 番 1 地先から	旧	最大 8.2	36.0	
		最小 8.2		
西茨城郡岩間町大字安居 2707 番 6 地先まで	新	最大 15.0	36.0	
		最小 8.2		

## 茨城県告示第88号

計量法（昭和26年法律第207号）第143条の規定により、計量器定期検査を行う区域、期日および場所を次のように定めたので、公示する。

平成4年1月23日

茨城県計量検定所長 吉 田 馨

区	域	期 日	場 所
高 萩 市	西 茨 城 郡	平成4年3月1日から 平成4年3月31日まで (ただし、土、日、祭 日を除く)	計量法第142条ただし 書きに規定する計量器 の所在の場所
笠 間 市	鹿 島 郡		
岩 井 市	北 相 馬 郡		
竜ヶ崎 市	行 方 郡		
牛 久 市	東 茨 城 郡		
下 館 市	稲 敷 郡		
つくば 市	新 治 郡		

## (公 安 委 員 会)

## 茨城県公安委員会告示第3号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定及び指定取消しを行ったので公示する。

平成4年1月23日

茨城県公安委員会委員長 加 藤 啓 進

## 1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
2553	水戸80あ 277	スズキ・3年	警察責務遂行用	茨城県警察本部
2554	水戸80あ 278	〃	〃	〃
2555	水戸88さ 1848	三菱・3年	〃	〃
2556	11-0394	ホンダ・3年	自衛隊用	陸上自衛隊勝田駐屯部隊
2557	水戸88す 7579	イズス・3年	公益応急作業用（高速 道路における路上障害 物撤去事業）	日本自動車連盟茨城支部

2 緊急自動車の指定取消し

指 定 番 号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用 者 氏 名	告 示 年 月 日	告 示 番 号	取 理 理 由
1885	水戸88せ 2323	トヨタ・58年	公益応急作業用 (電気事業)	東京電力株式会 社 茨 城 支 店	61. 4.14	6	廃 車

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第8号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成3年1月23日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員 長 宇 野 秀

1 第二種大規模小売店舗の名称（所在地）

マルヘイストア鉾田店

（鹿島郡鉾田町大字鉾田字広町2301番地外）

(1) 届出者の氏名又は名称

マル平ストア株式会社

(2) 届出者の住所

鹿島郡神栖町大野原三丁目9番8号

(3) 現在の店舗面積

488㎡

(4) 増加しようとする店舗面積

182㎡

(5) 増加部分の開店日

平成4年5月25日

2 第二種大規模小売店舗の名称（所在地）

ウイズ鉾田店

（鹿島郡鉾田町大字安房1408番地）

- (1) 届出者の氏名又は名称  
株式会社 ウイズ
- (2) 届出者の住所  
鹿島郡銚田町大字安房1408番地
- (3) 現在の店舗面積  
496㎡
- (4) 増加しようとする店舗面積  
174㎡
- (5) 増加部分の開店日  
平成4年5月28日

---

## 公 告

---

### ●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営积水地区土地改良事業（区画整理）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年1月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
県営积水地区土地改良事業（区画整理）計画書写し
- 2 縦 覧 期 間  
平成4年1月24日から平成4年2月19日まで
- 3 縦 覧 場 所  
総和町役場，境町役場

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営积水地区土地改良事業（農道整備）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年1月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
県営积水地区土地改良事業（農道整備）計画書写し
  - 2 縦 覧 場 所  
平成4年1月24日から平成4年2月19日まで
  - 3 縦 覧 場 所  
総和町役場，境町役場
- ~~~~~

●**県営土地改良事業計画の変更**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営手賀玉川地区土地改良事業（区画整理）計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 1 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営手賀玉川地区土地改良事業（区画整理）変更計画書写し

2 縦 覧 の 期 間

平成 4 年 1 月 24 日から平成 4 年 2 月 19 日まで

3 縦 覧 の 場 所

玉造町役場

●**基本測量の終了**

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨建設省国土地理院長から通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成 4 年 1 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 測 量 機 関 建設省国土地理院

2 作 業 種 類 基本測量（湖沼調査）

3 作 業 終 了 日 平成 3 年 12 月 20 日

4 作 業 地 域 霞 ヶ 浦  
石岡市、小川町、玉造町、出島村、玉里村

●**公共測量の実施**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成 4 年 1 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 測 量 機 関 日 立 市

2 作 業 種 類 公共測量（出来形確認測量図作成）

3 作 業 期 間 平成 3 年 10 月 16 日から平成 4 年 2 月 12 日まで

4 作 業 区 域 日立市幸町日立駅前土地区画整理地内

## ●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画土地地区画整理事業の決定に伴い、結城市から当該都市計画の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成4年1月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画を定める土地の区域  
（富士見町土地地区画整理事業）  
結城市大字結城字川木谷，字五本木の各一部
- 2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成4年1月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
竜ヶ崎市字光順田2831番1
- 2 事業主の住所及び氏名  
取手市東5丁目6番19号  
服 部 正一郎

## ●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成4年1月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号         | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                    |                     | 道 路 の 位 置               | 道路幅員及び延長     |                |
|--------------|--------------|--------------------------|---------------------|-------------------------|--------------|----------------|
|              |              | 氏 名                      | 住 所                 |                         | 幅 員          | 延 長            |
| 潮土木指令<br>第6号 | 4.1.10       | ㈱キョーエ<br>イランド<br>（代）藤崎保男 | 東京都渋谷区代<br>々木1-30-5 | 大野村大字和字租<br>1218番30，-32 | メートル<br>4.10 | メートル<br>118.43 |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は線下発行）（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)